

P T A活動補助金(小中学校総合保障制度加入促進費)募集要綱

- 1 趣 旨 P T A活動の推進と小中学生総合保障制度の加入促進を図るために、予算の範囲において単位P T Aに補助をする。
- 2 財 源 佐賀県P T A連合会特別会計の加入促進費による。
- 3 補助対象 単位P T A
- 4 補助額
 - (1) 1団体あたり2万円(1団体に年度1回かぎり)令和元年度は52万円を限度とする。(26団体)
 - (2) 所属単位P T Aの数により、市郡連における補助を受ける団体(以下、補助団体という)数の枠を設ける。(別表)
- 5 補助の条件
 - (1) 単位P T Aの活動、または活動推進のための事業であること。
 - (2) 補助団体は小中学生総合保障制度の加入促進を図るためにP T Aの事業(研修会・講演会、集会等)実施時に、P T A会員に対し、下記のような推進事業を実施する。
 - ・総合保障制度の内容の説明会等の実施
 - ・総合保障制度のパンフレットの配布。DVDの視聴。
 - ・総合保障制度の広告掲載 等
- 6 申 請
 - (1) 指定の様式で所属市郡連P T Aに補助の申請をする。
 - (2) 市郡連P T Aは決められた枠数(別表)の範囲で補助団体を選考する。
 - (3) 市郡連P T Aは決定した補助団体の申請書を県P T A連合会に提出する。
 - (4) 県P T A連合会は市郡連P T Aの報告に基づき補助金を支給する。
 - (5) 補助団体は事業が終わり次第、報告書を市郡連P T Aと県P T A連合会に提出する。
- 7 募集期間
 - (1) 令和2年7月1日から9月31日までを第一次募集とする。
 - (2) 応募予定数に達しない場合は10月に再募集をする。